

くるみん認定通知書交付式を行いました！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**唐津農業協同組合（唐津市）**を「基準適合事業主」として認定しました。

えるぼし認定に続いての認定となり、仕事と育児の両立ができるだけでなく、女性が活躍できる優良企業です。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（令和5年9月1日）

◇認定企業の紹介

唐津農業協同組合 代表者：堤 武彦
所在地：唐津市
労働者数：462名（男性280名、女性182名）



くるみん認定通知書交付式の様子
（右から前田統括部長、重河佐賀労働局長）

◇代表者のメッセージ

JAからつは基本理念である「高生産」「高収益」「高信頼」「高満足」「高奉仕」の5高運動を展開し、消費者への安全・安心な農畜産物の提供を基本に、組合員の営農と生活を守り、地域農業の持続的発展や豊かな地域社会づくりに積極的に貢献しています。これからも組合員・利用者そして地域の皆さまから信頼・満足されるJAを目指し、役職員一丸となった事業展開に努めてまいります。

◇主な取組内容

◇計画期間（令和3年4月1日から令和5年3月31日）内に、男性労働者の育児休業取得率を7%以上とすることを目標に、全労働者に対する育児休業等に関する制度周知を行い、該当労働者には、別途個別に取得意向確認の面談を行った。また、年2回全労働者に対する研修を行い、男性の育児休業について詳細な説明を行った。その結果、育児休業取得率が25%となり、目標を大幅に更新するだけでなく、6週間休業取得する者も出た。

◇育児に関する勤務時間の措置として、3歳までの育児短時間勤務制度に加え、法を上回る措置として、小学校就学前までの子を持つ労働者が利用できる時差出勤制度が整備されている。この制度利用のために、該当労働者の同じ所属の労働者に協力を仰ぎ、制度利用しやすい環境づくりに取り組んだ。その結果、初めてとなる育児短時間勤務制度利用に繋がり、8か月間の制度利用がなされた。困ったときはお互い様の風土があるため、職場内でも制度利用しやすい雰囲気醸成されつつある。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク「くるみん」**を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることを対外的にアピールすることができます。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-32-7218